㈱　「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「通勤Ⅱ」、「早朝」、「平夜」、「平昼」、「休昼」、「休特」、「特区」、「休夜」、「東亀」、「圏連」、「外環」、「アクア」、「障害者」、「路バス」、「休バス」、「年末Ⅰ」、「年末Ⅱ」、「年末Ⅲ」、「年末Ⅳ」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東京外環自動車道における割引、東京湾アクアライン特別割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅰ)、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅱ)、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅲ)、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅳ)を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

⑵　重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東京外環自動車道における割引、東京湾アクアライン特別割引、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅰ)、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅱ)、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅲ)
2	障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅳ)
3	マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成21年３月27日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 21 年 12 月 25 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　奥田　楯彦

記

１．［２］⑵のうち、⑪イ㈠及び㈡、⑫イ、⑭イ及び㉔イ中、「休日」を「休日（平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）」に改める。㉚中、「④から⑮及び㉒並びに㉕及び㉗」を「④から⑭及び㉑並びに㉔から㉖」に改め、⑨、㉕、㉖及び㉗を削り、⑩平日昼間割引(Ⅲ)を⑨平日昼間割引とし、⑪を⑩に、⑫を⑪に、⑬を⑫に、⑭を⑬に、⑮を⑭に、⑯を⑮に、⑰を⑯に、⑱を⑰に、⑲を⑱に、⑳を⑲に、㉑を⑳に、㉒を㉑に、㉓を㉒に、㉔を㉓とし、㉓の次に次のとおり加える。

「㉔　平成21年度年末年始期間特別割引（Ⅰ）

イ　割引をする自動車

午前４時から午前６時までの間又は午後８時から翌午前０時までの間に高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

１．［２］⑵⑧ロに定める割引率を適用する。

ハ　適用する期間

平成21年12月26日及び平成21年12月27日。

㉕　平成21年度年末年始期間特別割引（Ⅱ）

イ　割引をする自動車

高速国道又は別添６のうちＡ、Ｂ若しくはＣに掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間の通行を除く。）、かつ、午前６時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

１．［２］⑵⑨ロに定める割引率を適用する。

ハ　適用する期間

平成21年12月26日及び平成21年12月27日。

㉖　平成21年度年末年始期間特別割引（Ⅲ）

イ　割引をする自動車

高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車（広島岩国道路においては、別添１－１に掲げるイからへに該当する自動車とする。）。

ロ　割引率

１．［２］⑵⑪ロに定める割引率を適用する。

ハ　適用する期間

平成22年１月４日及び平成22年１月５日。

㉗　平成21年度年末年始期間特別割引（Ⅳ）

イ　割引をする自動車

高速道路（関西国際空港連絡橋を除く。）を通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて、同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第４条第１項及び同法第21条第２号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車（３会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための３会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。

ロ　割引率

１．［２］⑵㉓ロに定める割引率を適用する。

ハ　適用する期間

平成22年１月４日及び平成22年１月５日。」

２．［２］⑵のうち、⑨イ、⑩イ及び⑬イ中、「休日」を「休日（平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）」に改める。⑲中、「④から⑩及び⑫並びに⑭及び⑯」を「④から⑨及び⑪並びに⑬から⑮」に改め、⑦、⑭、⑮及び⑯を削り、⑧平日昼間割引（Ⅱ）を⑦平日昼間割引とし、⑨を⑧に、⑩を⑨に、⑪を⑩に、⑫を⑪に、⑬を⑫として、⑫の次に次のとおり加える。